

宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱

平成 25 年 3 月 27 日
告示第 54 号

改正 平成 30 年 11 月 19 日告示第 213 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 32 条及び宇佐市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 6 条の規定により宇佐市（以下「市」という。）が行う公共事業等から暴力団を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業等 市が行う売買契約、賃貸借契約、請負契約その他の契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。）を締結して行うものをいう。
- (2) 契約担当者 宇佐市契約事務規則（平成 17 年宇佐市規則第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する契約担当者をいう。
- (3) 入札参加資格 市が発注する公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）をいう。
- (4) 下請負人等 下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに受注者、下請負人又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。
- (5) 暴力団 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (8) 不当介入 暴力団、暴力団員等からの不当な要求又は業務妨害等をいう。

(排除措置)

第 3 条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、同表に定める期間、当該入札参加資格者を市が発注する公共事業等から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加排除措置を受けた者を構成員とする共同企業体にも適用する。

(一般競争入札等からの排除措置)

第4条 契約担当者は、公共事業等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者の入札参加資格を認めてはならない。

2 契約担当者は、落札者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、入札参加資格を欠く入札として無効とし、当該落札決定を取り消すものとする。

3 前2項の規定は、市が行うせり売りの場合について準用する。

4 市長は、市有財産の処分等においては、別表第1号から第5号までに掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める者（以下「排除対象者」という。）について、入札参加資格を認めてはならない。

（指名競争入札からの排除）

第5条 契約担当者は、公共事業等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名を受けた者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 契約担当者は、落札者が契約締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

（随意契約からの排除）

第6条 契約担当者は、公共事業等の随意契約を行うに当たり、入札参加排除措置を受けた者又は排除対象者として警察から情報提供があった者（入札参加資格者以外の者を含む。次条において同じ。）を随意契約の相手方としてはならない。

（下請人等からの排除）

第7条 契約担当者は、入札参加排除措置を受けた者又は排除対象者として警察から情報提供があった者が下請人等になることを承認してはならない。

（排除措置の解除）

第8条 市長は、第3条の規定により入札参加排除措置を行った日から別表に定める排除期間を経過した後において、当該入札参加排除措置を受けた者から入札参加排除措置解除申出書（様式第2号）により解除の申出があった場合においては、警察へ照会するものとし、別表各号のいずれの措置要件にも該当しないと認めるときは、当該入札参加排除措置を解除するものとし、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該入札参加排除措置を継続するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該入札参加排除措置を受けた者に対し、別表各号のいずれの措置要件にも該当しないことを明らかにする資料の提出を求めることができる。

（通知）

第9条 市長は、第3条の規定により入札参加排除措置を講じたときは、入札参加排除措置通知書（様式第1号）により、前条の規定により入札参加排除措置を解除又は継続したときは、入札参加排除措置解除通知書（様式第3号）又は入札参加排除措置継続通知書（様式第4号）により、遅滞なく当該入札参加排除措置を

受けた者にその旨を通知するものとする。第4条第2項、第5条第2項又は第3項の規定により落札決定又は指名を取り消したときも、また同様とする。

(公表)

第10条 市長は、第3条の規定により入札参加排除措置を講じたとき及び第8条第1項の規定により入札参加排除措置を解除したときは、これを公表するものとする。

(契約時の措置及び契約解除等)

第11条 契約担当者は、契約に当たっては、契約の相手方に対し、排除対象者に該当しないことを表明させ、かつ将来にわたっても該当しないことを確約させるため、暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)を徴収するものとする。ただし、契約担当者が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

2 契約担当者は、公共事業等の契約締結後に契約の相手方が排除対象者に該当すると判明したときは何らの措置を講じることなく当該契約を解除する旨を契約書又はこれに準ずる契約関係書類に明記するものとする。

3 契約担当者は、契約締結後に契約の相手方が排除対象者に該当することが判明したときは、速やかに当該契約の解除を行なうものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第12条 契約担当者は、契約締結後に下請負人等が排除対象者に該当することが判明したときは、契約の相手方に対し、直ちに当該下請人等との契約を解除する措置を講じるように求めなければならない。

2 契約担当者は、契約の相手方において、下請負人等が排除対象者に該当することを知りながら契約し、若しくは契約を承認したとき又は正当な理由がなく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除する措置を講じないときは、契約の相手方との契約を解除するものとする。

(契約解除時の措置)

第13条 契約担当者は、前2条の規定に基づき契約の解除を行ったときは、当該契約の相手方について、併せて入札参加排除措置を講じるものとする。

(勧告措置等)

第14条 市長は、この要綱に照らし、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 契約担当者は、契約の相手方自ら又は下請負人等が不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等にこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を契約担当者に報告させるとともに、警察に通報及び必要な捜査上の協力を行わせるものとする。

2 契約担当者は、契約の相手方が前項の規定に反して通報及び報告を怠った場合は、情状により入札参加排除措置、指名停止措置、文書警告、口頭注意等の措置を講じるものとする。

3 前項の規定により入札参加排除措置又は指名停止を行う場合における当該措置期間は、1か月以上6か月以内とする。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関と連携するものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月19日告示第213号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条、第4条、第8条関係）

措置要件	期間
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>(2) 入札参加資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。</p>
<p>(3) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	
<p>(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	
<p>(5) 入札参加資格者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>(6) 入札参加資格者が第 14 条に基づく勧告措置を受けた日から 1 年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	

様式第 1 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

宇佐市長 印

入札参加排除措置通知書

宇佐市入札・契約等に係る暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、入札参加排除措置の対象としましたので通知します。

なお、入札参加排除措置の内容等については次のとおりです。

- 1 入札参加排除措置の理由
- 2 入札参加排除措置期間 年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該入札参加措置を継続します。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

入札参加排除措置解除申出書

年 月 日付け 第 号の入札参加排除措置通知書による入札参加排除措置を受けましたが、当該措置の理由となった事実について、改善しましたので、当該措置の解除をお願いします。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

宇佐市長 印

入札参加排除措置解除通知書

年 月 日付けで申出のあった入札参加排除措置の解除については、当該措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって当該措置を解除します。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

宇佐市長

印

入札参加排除措置継続通知書

年 月 日付けで申出のあった入札参加排除措置の解除については、当該措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、当該措置を継続します。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、宇佐市と契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - （7）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
- 2 宇佐市との契約事案について、上記1（1）～（7）に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 上記1（1）～（7）の該当の有無を確認するために、宇佐市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿並びに競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が大分県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、宇佐市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、宇佐市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、本契約の解除、違約金の請求その他の宇佐市が行う措置により不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。